

清水町の福祉ガイド

◆障がい者の支援◆

◆社会福祉の支援◆

このガイドブックは、主に保健福祉課福祉係が担当する事業を中心に掲載しています。
保健福祉課以外の担当課及び機関が実施しています事業等については概略のみ掲載しています。



清水町役場 保健福祉課 福祉係

〒089 - 0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 清水町保健福祉センター

☎ (0156) - 69-2222

も く じ

◆障がい者の支援◆

- 1 相談窓口 P1
障がい福祉サービス . . . 相談支援、関係相談機関
- 2 障害者手帳 P2～3
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 3 年金と手当を受けるには P4～5
障害基礎年金、障害厚生年金、特別児童扶養手当、
特別障害者手当、障害児福祉手当
- 4 自立支援医療制度 P6
更生医療、育成医療、精神通院医療
- 5 その他の医療制度 P7～8
重度心身障害者医療費助成制度、
障がい認定による後期高齢者医療の受給資格、人工透析の医療費の給付、
特定疾患治療、児童の慢性疾患の治療、治療用装具
- 6 補装具・日常生活用具・軽度難聴児補聴器 P9～10
補装具費の支給、日常生活用具の給付、軽度難聴児補聴器の支給、
補装具・日常生活用具・軽度難聴児補聴器の申請
- 7 障がい福祉サービス P11～P14
障害福祉サービスのしくみと流れ、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業
- 8 交通費の割引サービス P15～P17
高速道路料金の割引、ＪＲ運賃の割引、
航空運賃・バス・フェリー・タクシー運賃の割引
知的・精神障害者・心身障害児施設通所交通費助成、
腎臓機能障害者交通費助成、駐車禁止規則等の除外（指定車標識交付）
- 9 その他割引制度 P18
NHK 放送受信料の免除、ＮＴＴ 番号案内の無料化、
携帯電話の基本使用料の割引、郵便料金の免除
- 10 各種税制の免除制度 P19～P20
所得税・住民税の障害者控除、所得税・住民税の医療費控除、自動車税の障がい者免除

◆社会福祉の支援◆

1 生活・福祉の相談をする P21～P22

総合相談窓口、虐待・人権等の相談窓口、弱者及び犯罪被害者への支援、
生活困窮の相談窓口（生活保護制度、生活福祉資金貸付制度）

2 経済的支援を受ける P22～23

火災にあわれた方への支援、
ひとり親家庭への支援（遺族基礎年金、児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金貸付）

3 高齢者の活動への支援 P23

清水町老人クラブ連合会、社）清水町シルバー人材センター

4 社会福祉に活動する団体等 P24

清水町民生児童委員協議会、社）清水町社会福祉協議会、清水赤十字奉仕団、
清水町保護司分区、清水町更生保護女性会、人権擁護委員、清水町遺族会、
赤い羽根共同募金会



◆ 障がい者の支援 ◆

★はじめに

※「障がい」と「障害」の表記について



このガイドにおいては、「障がい」「障がい者」というひらがな表記を用います。

ただし、法律等で規定されている名称や用語等については「障害」と表記しています。

1 相談窓口

1 障がい福祉サービス

① 相談支援

福祉サービスの利用等についての相談を受け付けています。

② 関係相談機関

関係機関名	主な援助	内 容
(社) 清水町社会福祉協議会 南 2 条 7 丁目 1 老人福祉センター内 Tel 6 9 - 2 2 0 0	資金貸付	低所得世帯など（心身障害者の世帯を含む）に、使途・目的に該当する生活福祉資金の貸付事業を行っています。
帯広公共職業安定所 帯広市西 5 条南 5 丁目 Tel (0155) 2 3 - 8 2 9 6	雇用	障がい者の職業相談や紹介などを行っています。
十勝総合振興局保健環境部 （帯広保健所） 帯広市東 3 条南 3 丁目 Tel (0155) 2 6 - 9 0 0 5	保健衛生	こころの病に関する相談や、精神障がいの治療・療育支援、家族の関わり方についてなど精神保健に関する多様な業務を行っています。
十勝総合振興局保健環境部 （帯広保健所新得支所） 新得町 3 条南 6 丁目 Tel 6 4 - 5 1 0 4	保健衛生	同上
帯広年金事務所 帯広市西 1 条南 1 丁目 Tel (0155) 6 5 - 5 0 0 1	社会保険 厚生年金	社会保険、厚生年金関係の相談、申請などの受付を行っています。
帯広労働基準監督署 帯広市西 6 条南 7 丁目 Tel (0155) 9 7 - 1 2 4 2	労災保険 補装具	労災（補装具を含む）に関する相談、申請などの受付を行っています。

2 障害者手帳



1 身体障害者手帳

【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

【制度の内容】

身体に長期にわたって障がいのある場合に身体障害者手帳の交付を受けることができます。

【申請方法】

保健福祉課から所定の診断書（意見書）用紙を受け取り、指定された医師の診断を受けて申請します。

※障がい程度の変更、住所・氏名等の変更の再交付又は返還手続きの場合、申請書等様式が異なります。

申請手続きに必要なもの	① 身体障害者手帳交付申請書 ② 医師の診断書 (所定の様式で記入日から3ヶ月以内のもの) ③ 写真（縦4cm×3cm 上半身無帽） ※1カ月以内の写真になります ④ マイナンバーを確認できる書類
-------------	--

2 療育手帳

【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

【制度の内容】

知的障がい者（児）の方が療育手帳の交付を受けることにより支援や相談を受けることができる他、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

【申請方法】

新規申請の場合、療育手帳の交付を受けるには、手続きをする前に、どのような障がいの状態にあるのかという判定を受けなければなりません。

18歳未満の児童は帯広児童相談所、18歳以上の方は道立心身障害者総合相談所（札幌市）又は、帯広市で行なわれる相談所の巡回相談で、それぞれ判定を受けることになります。

判定に必要な書類を作成するための調査が必要となりますので、判定を希望されるときは、保健福祉課福祉係にお問い合わせください。

③ 精神障害者保健福祉手帳【保健福祉課 福祉係☎69-2222】

[制度の内容]

精神障がい（精神疾患）などにより、長期にわたり日常生活や社会生活において支障のある方に対して交付する手帳です。

初診日から6か月を経過した日以後の申請となります。

[申請方法]

申請手続きに必要なもの	①申請書 ②診断書 又は 年金証書（障害） ③同意書（年金証書での申請の場合のみ） ④写真（縦4 cm×3 cm 上半身無帽）※任意 ⑤マイナンバーを確認できる書類 以下 精神通院医療の同時申請の場合 ⑥年金支払通知書・年金振込通知書（年金受給中の場合のみ） ⑦健康保険証（本人及び同一保険の方の物） ⑧印鑑
-------------	---



3 年金と手当てを受けるには



1 障害基礎年金

【町民生活課 戸籍住民係 ☎62-1151】

【制度の内容】

初めて医師にかかった日から 1 年 6 か月経った日、又はその以前に症状が固定した日を障害認定日といい、その障がいの程度により 1 級・2 級にわけられ年金が支給されます。

【制度を利用できる方】

病気やけがで初めて医師にかかった日（初診日）が 65 歳未満で、初診日までの国民年金の加入期間のうち 3 分の 2 以上の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。繰上げ支給を受けた後に障がいの発生があった場合は対象となりません。

2 障害厚生年金

【年金事務所 ☎0155-65-5001】

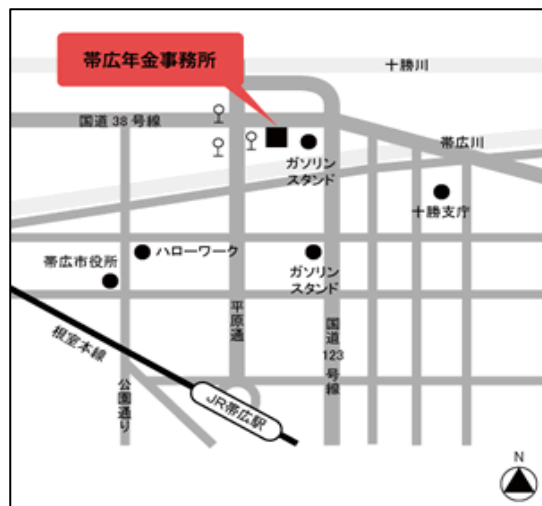
【制度の内容】

サラリーマンなどで初診日が厚生年金加入期間中に病気やけがで障がい者となった場合に支給されます。

1 級・2 級の障害厚生年金には、1 級・2 級の障害基礎年金も合わせて支給されます。また、2 級に該当しない軽い障がいには「3 級障害厚生年金」、さらにこれより軽い場合には、一時金で「障害手当金」が支給されます。

【制度を利用できる方】

障害基礎年金と同じく保険料納付要件があります。



帯広年金事務所の周辺地図

③ 特別児童扶養手当 【子育て支援課 児童保育係 ☎69-2226】

〔制度の内容〕

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を養育している保護者に支給されます。（所得制限あり）

支給額（令和4年4月現在）

1級 52,400円／月
（おおよそ療育手帳A判定又は身体障害者手帳1級～2級）

2級 34,900円／月
（おおよそ療育手帳B判定又は身体障害者手帳3級～4級の一部）

④ 障害児福祉手当 【子育て支援課 児童保育係 ☎69-2226】

〔制度の内容〕

精神又は身体のもつ重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。

支給額（令和4年4月現在） 14,850円／月

⑤ 特別障害者手当 【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

〔制度の内容〕

精神又は身体のもつ著しい重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。

支給額（令和4年4月現在） 27,300円／月

4 自立支援医療制度



自立支援医療は、特定の障がいのある方の医療費負担を軽減する制度です。医療費の自己負担が1割（世帯の課税状況による制限あり）で医療を受けることができます。

1 自立支援医療（更生医療）【保健福祉課 福祉係☎69-2222】

【制度の内容】

社会的更生を図るために、身体障がい者のリハビリテーションとして行われる医学的処置で、日常生活や職業訓練などをするために、その機能を回復させたりする特別の医療です。

【制度を利用できる方】

身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（満18歳以上）

2 自立支援医療（育成医療） 【子育て支援課 児童保育係☎69-2226】

【制度の内容】

身体に障がいのある児童（18歳未満）や病気を放置すれば将来障がいになると認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる場合の医療です。重度医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児医療を受けている方は、自己負担分の助成を受けられる場合があります。

【制度を利用できる方】

18歳未満の身体に障がいのある児童やそのまま放置すれば将来、障がいを残すと認められる疾患のある児童。

3 自立支援医療（精神通院医療） 【保健福祉課 福祉係☎69-2222】

【制度の内容】

統合失調症、精神病質その他の精神疾患などにより、通院による精神医療を継続的に要する場合の医療です。

【制度を利用できる方】

統合失調症、精神病質その他の精神疾患を有する方。

5 その他の医療制度



① 重度心身障害者医療費助成制度

【町民生活課 保険係 ☎62-1151】

【制度の内容】

重度の障がいと認定された方の医療費（保険診療分）を助成する制度です。医療費のうち1割又は初診時一部負担金を除く自己負担分の助成を受けることができます。（本人又は扶養義務者の所得制限があります。）医療機関等に受診するときは、保険証とあわせて受給者証を提示してください。

【制度を利用できる方】

- 身体障害者手帳1級～2級の方
- 身体障害者手帳3級の方
（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能の障害）
- 療育手帳A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

② 障害認定による後期高齢者医療の受給資格

【町民生活課 保険係 ☎62-1151】

【制度の内容】

一定の障がい程度にある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度により、所得の状況に応じて1割又は3割の自己負担で医療を受けることができます。

【制度を利用できる方】

- 身体障害者手帳1級～3級の方
- 身体障害者手帳4級の方
（音声言語機能障害、下肢機能障害の一部）
- 療育手帳A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方
- 障害年金1級～2級を受給している方

③ 人工透析の医療費の給付

【各健康保険窓口】

【制度の内容】

人工透析で長期にわたり高額な医療費がかかる場合、本人の自己負担が月額1万円もしくは2万円以内の負担となります。加入の健康保険に、特定疾病療養受療証の交付を申請することができます。

④ 特定疾患治療

【十勝総合振興局 帯広保健所 ☎0155-27-8637】

【制度の内容】

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病といわれている疾患について、その治療にかかる医療費の助成を受けることができます。

⑤ 児童の慢性疾患の治療

【十勝総合振興局 帯広保健所 ☎0155-27-8637】

【制度の内容】

18歳未満の児童の慢性疾患について、医療費の助成を受けることができます。なお、一部の疾患については、引き続き治療が必要な場合、20歳未満まで延長されることがあります。

【慢性疾患】

- | | | | |
|---------------------|--------|-----------|-----------|
| ① 性新生物 | ② 慢性疾患 | ③ 慢性呼吸器疾患 | ④ 慢性心疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑥ 膠原病 | ⑦ 糖尿病 | ⑧ 先天性代謝異常 |
| ⑨ 血友病等血液 | ⑩ 免疫疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 | ⑫ 慢性消化器疾患 |
| ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | | | ⑭ 皮膚疾患 |

⑥ 治療用装具

【各健康保険窓口】

【制度の内容】

治療用装具には、コルセット、膝サポーター、義足、義手、装具があります。（日常生活や仕事上に必要なものは対象になりません。）

通院や入院中に医師が治療するために必要としたもののうち治療用装具として認められたものが一部助成されます。

さらに重度医療の対象となっている方は、自己負担分も助成されることとなります。

6 補装具・日常生活用具・軽度難聴児補聴器

1 補装具費の支給

【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

〔補装具費支給制度とは〕

補装具とは、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着し継続して使用する装具のことです。身体障害者手帳に記載されている障がいに応じた補助具の購入・修理に要した費用に対して補装具費を支給します。

〔制度を利用できる方〕

身体障害者手帳をお持ちの方

※障がいの種類や等級によって対象となる装具は異なります。

〔主な対象装具〕

障がい区分	補装具の種類
肢体不自由	義肢（義手、義足）、肢体用装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助杖等
視覚障がい	眼鏡（矯正・弱視・遮光）、義眼、盲人安全杖等
聴覚障がい	補聴器
音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

2 日常生活用具の給付

【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

〔日常生活用具給付事業とは〕

心身に重度の障がいがある方や難病のある方等に対し、日常生活上の便宜を図る用具として給付又は貸与する制度です。

〔制度を利用できる方〕

身体障害者手帳をお持ちの方

※障がいの種類や等級によって対象となる用具は異なります。

〔主な対象用具〕

排泄管理支援用具	ストマ用装具、収尿器など
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車など
情報・意思疎通支援用具	点字器、盲人用時計、人工咽頭など
住宅改修	居宅生活動作のための手すり取付け、段差解消などの小規模住宅改修

③ 軽度難聴児補聴器費の支給【保健福祉課 福祉係☎69-2222】

[軽度難聴児補聴器費支給事業とは]

聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けることの出来ない軽度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入又は修理の費用の一部を支給します。

[制度を利用できる方]

両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満である 18 歳未満の軽度難聴児の保護者

④ 補装具・日常生活用具・軽度難聴児補聴器の申請 【保健福祉課 福祉係☎69-2222】

[申請方法]

①補装具の申請

申請手続きに必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳 ③ 医師の意見書（所定の様式） ④ 装具の見積書 ⑤ 印鑑
-------------	---

②日常生活用具の申請

申請手続きに必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳 ③ 用具の見積書 ④ 印鑑
-------------	--

③軽度難聴児補聴器の申請

申請手続きに必要なもの	① 申請書 ② 医師の意見書（所定の様式） ③ 補聴器の見積書
-------------	---------------------------------------

[自己負担額]

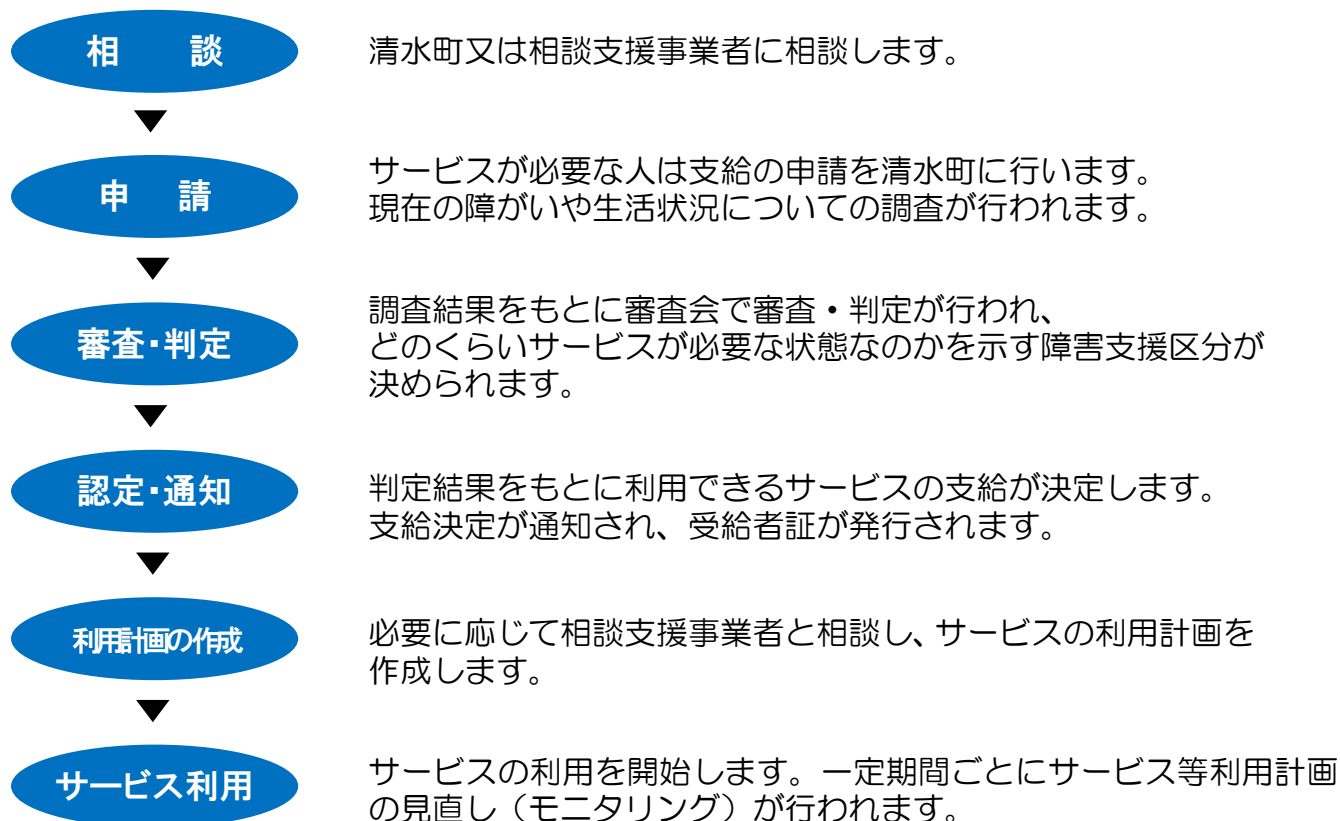
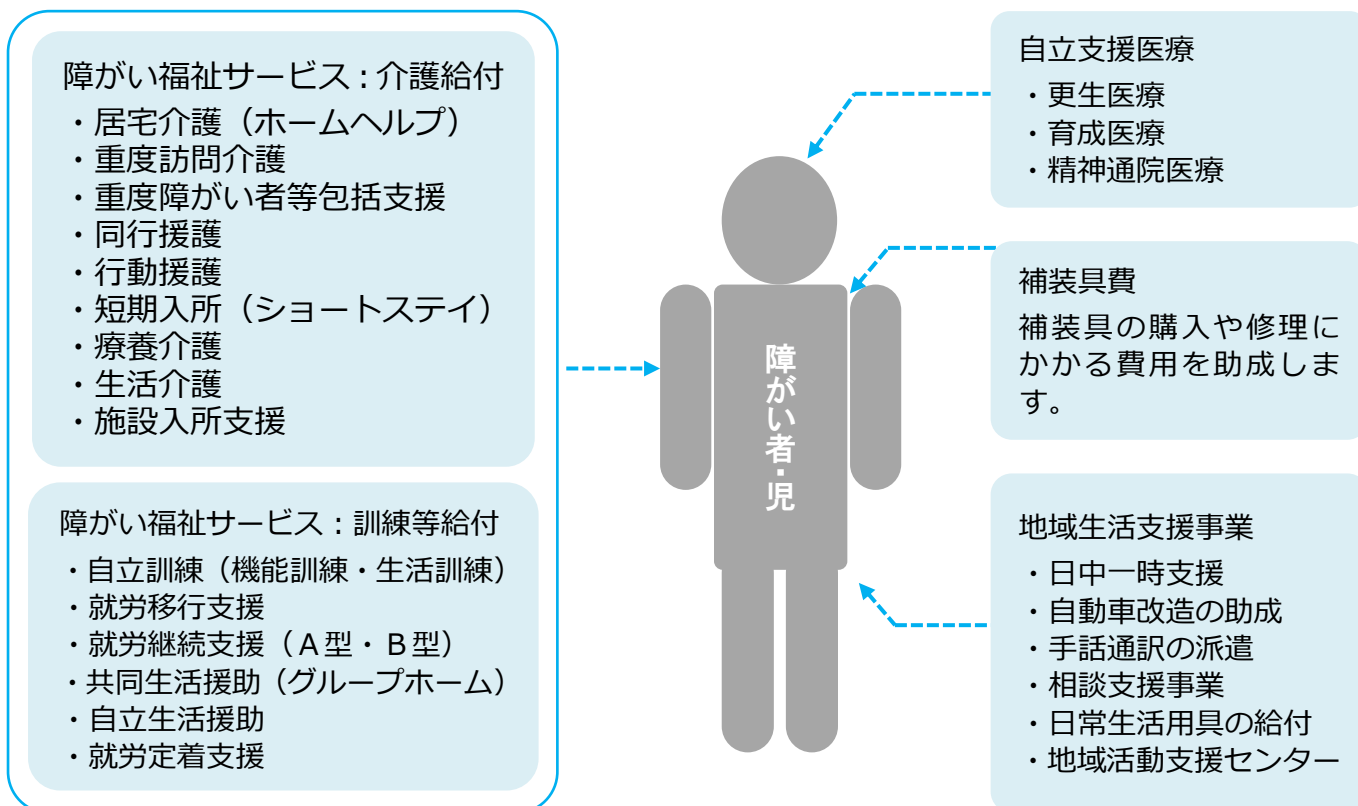
制度利用者は、原則として費用の 1 割を自己負担します。ただし、世帯及び障がい者本人の所得により月額上限負担額が設けられています。

区 分	月額上限負担額
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯	37,200 円

7 障がい福祉サービス



1 障がい福祉サービスのしくみと流れ



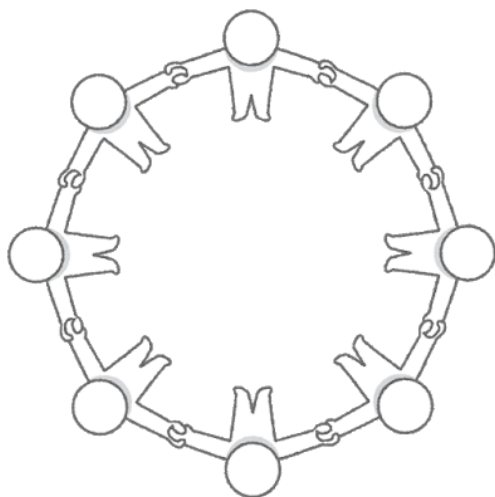
★介護給付

サービス	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいでひとりでの行動が難しい人に移動の援護や外出の際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



★ 訓練等給付

サービス	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A 型・B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばない B 型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が就労に伴う環境変化による課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問等により必要な支援をします。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 介護が必要な人には、介護サービスも行います。
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしを始めたときに生活や健康などに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。



サービス	内容
日中一時支援	日中における障がい者の活動の場を確保し、家族の就労支援や保護者の一時的な休息時間を確保することで、身体的負担などを軽減する目的で支援します。
自動車改造費の助成	身体に障がいがある方（上肢、下肢、体幹機能障害 1 ～ 2 級）が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。
手話通訳の派遣	聴覚障がい者などが、社会生活をするうえで、意思疎通が困難な場合、手話通訳者を派遣します。
相談支援	障がいのある人や、その保護者などのさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供や、障がい福祉サービスを利用するための支援などをします。
成年後見制度利用支援	知的障がいのある人を保護する両親が高齢になったときなどに、適切な人を後見人として選び、財産管理などを任せる成年後見制度の利用の支援をします。
地域活動支援センター	創作的・生産的活動や社会との交流を増やす活動を行う場所として障がいのある人の地域生活を支援します。



8 交通費の割引サービス

1 高速道路料金の割引 【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

身体障害者手帳又は療育手帳に有料道路割引シールの貼付を受けて、有料道路利用の際に提示すると通行料金が半額になります。

※1人につき1台限りで、営業用の車を除きます。



〔制度を利用できる方〕

- 障がい者本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けている方
- 障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合
身体障害者手帳の交付を受けている方で第1種に該当する方
療育手帳 A 判定の方

申請手続きに必要なもの	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 割引を受ける車両の車検証 ③ 運転免許証（障がい者本人が運転の場合のみ） ※ETC 利用時 障害者本人名義（18歳未満の方は保護者）のETCカード、ETC車載器管理番号がわかる書類が必要です。
-------------	---

2 JR 運賃の割引 【JR 十勝清水駅 TEL62-2506】

● JR 旅客運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳を提示すると、運賃が割引されます。

※詳しくは JR 十勝清水駅（TEL 62-2506） にご確認ください。

ジパング倶楽部

北海道身体障害者福祉協会に加入すると特急料金などの割引を受けることができる「ジパング倶楽部」に入会する資格を得ることができます。

※詳しくは 北海道身体障害者福祉協会（011-251-1551）

にご確認ください。

③ 航空運賃・バス・フェリー・タクシー運賃の割引

● 航空運賃の割引

〔制度を利用できる方〕

航空券窓口には障害者手帳（写真つきのもの）を提示してください。
詳しくは、各航空会社の窓口にお問い合わせください。

対象者	① 身体障害者手帳をお持ちの方（満12歳以上）で国内線を利用する方 ② 療育手帳をお持ちの方（満12歳以上）で国内線を利用する ※「航空割引・本人・介護者」又は「航空券・本人」の証明 印が押印されている手帳をお持ちの方が対象です。 ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で国内線を利用する方 ④ 戦傷病者手帳をお持ちの方で国内線を利用する方
-----	--

● バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（写真つきのもの）
をお持ちの方は半額となります。

介護者の割引は、運行会社が認めた場合に割引となります。

バスを降りる際に障害者手帳を運転手に提示し、割引運賃をお支払いください。

※バス会社により割引及び提示方法が異なりますので、ご確認ください。

● フェリー旅客運賃の割引

身体障害者手帳を乗船券販売窓口に提示することにより、料金が割引になります。

※詳しくはフェリー会社にご確認ください。

● タクシーの割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を提示することにより、割引が受けられます。

※詳しくは、各タクシー会社にご確認ください。

4 知的・精神障害者・心身障害児施設通所等交通助成

◆ 対象となる交通手段は電車・バス・自家用車などです。

	制度を利用できる方	制度内容	申請先
知的・精神障害者施設通所交通助成	知的又は精神障がいをもつ町外の介護・訓練施設等へ通所している方 (介護の方1名を含みます)	施設通所に係る交通費を助成します。	保健福祉課 福祉係 TEL 69-2222
障害児施設等通所交通助成	機能回復訓練施設に通院する児童 (介護の方1名を含みます)	通園される方の自宅から通園に係る交通費の一部を助成します。	子育て支援課 児童保育係 TEL 69-2226

5 腎臓機能障害者交通費助成

【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

【制度の内容】

腎臓機能障がい、人工透析を行うために町外の医療機関に通院している方の通院交通費を一部助成しています。

【制度を利用できる方】

身体障害者手帳の交付を受けた市町村民税非課税の方です。
対象となる交通手段は電車・バス・自家用車などです。

6 駐車禁止規則等の除外(指定車標識交付)

【新得警察署 ☎64-0110】

駐車禁止となっている場所での除外扱いとする駐車禁止除外指定標章を交付する制度です。

障害者手帳等の交付を受けている本人又は介護を行う家族が申請することができます。詳しくは新得警察署にお問合せください。

対象者	① 身体障がい者（障がい程度による） ② 戦傷病者（障がい程度による） ③ 知的障がいがある方（重度 A） ④ 精神障がいがある方（1 級） ⑤ 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受ける「色素性乾皮症」の方
-----	---

9

その他割引制度



1 NHK放送受信料の免除 【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

- 全額免除

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯員で全員が市町村民税非課税の世帯

- 半額免除

視覚・聴覚障がい者、身体障害者手帳 1 級～2 級の方、療育手帳 A 判定の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が世帯主の世帯

申請に必要なもの	① 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ② 印鑑
----------	--

※詳しくは、NHK視聴者コールセンター

【TELフリーダイヤル 0120-151515】にご確認ください。

2 NTT番号案内の無料化

身体障害者手帳（障がいによる）、戦傷病者手帳（障がいによる）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者が104番への電話番号の問い合わせをする場合に無料で利用できるサービスです。

※詳しくは、NTT東日本【フリーダイヤルTEL0120-104174】にご確認ください。

3 携帯電話の基本使用料の割引

携帯電話の基本使用料が割引になります。

※詳しくは、各携帯電話会社にご確認ください。

4 郵便料金の免除

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物の郵便料が無料です。

※詳しくは、清水郵便局【TEL62-2361】にご確認ください。

10 各種税制の免除制度



1 所得税・住民税の障害者控除

【税務課 町民税係 ☎62-1152】

障がい者本人や障がい者を扶養対象としている場合に、所得税や住民税の所得から障害者控除として控除することができます。

控除区分	障害の程度	所得税	住民税
障害者控除	身体障害者手帳 1 級～ 2 級以外 精神障害者保健福祉手帳 1 級以外 療育手帳 B	所得控除 2 7 万円	所得控除 2 6 万円
特別 障害者控除	身体障害者手帳 1 級～ 2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳 A	所得控除 4 0 万円	所得控除 3 0 万円
同居特別 障害者控除		所得控除 7 5 万円	所得控除 5 3 万円

2 所得税・住民税の医療費控除

【税務課 町民税係 ☎62-1152】

障がい者本人や障がい者を扶養対象としている場合に、医療費として支払った金額が一定の額を超えた場合に所得税や住民税の所得控除として控除することができます。

対象品	控除の条件	所得税・住民税
おむつ代	おおむね 6 か月以上寝たきりの方で医師の証明書とおむつ代の領収書が必要です	1 0 万円又は 所得の 5 % を 超える額
ストマ用装具	人工肛門用ストマ又は尿路変更のストマを持つ方が使用している装具の費用が対象	

③ 自動車税の障がい者免除 【税務課 町民税係 ☎62-1152】 【十勝総合振興局 納税課 ☎0155-26-9038】

【制度の内容】

身体障がい者の方又は身体障がい者・精神障がい者の方と暮らしている方、療育手帳を持っている方又はその方と生計を一緒にする方が、通院、通学などのために自動車・軽自動車を取得したときにかかる「自動車取得税」と毎年かかる「自動車税」「軽自動車税」について免除されます。

【申請・相談窓口】

種類	問い合わせ先
軽自動車税	役場税務課町民税係 【TEL 0 1 5 6 - 6 2 - 1 1 5 2】
自動車税	十勝総合振興局納税課 【TEL 0 1 5 5 - 2 6 - 9 0 3 8】



◆ 社会福祉の支援 ◆

1 生活・福祉の相談をする

1 総合相談窓口

私たちは、生活を営むうえで様々な困難に立ち向かわなければならないときがあります。福祉や生活などの相談をお受けします。

- 清水町保健福祉課福祉係 TEL0156-69-2222
- とかち生活あんしんセンター TEL0155-66-7112

2 虐待・人権等の相談窓口

児童虐待や高齢者虐待、配偶者暴力（DV）などの虐待でお困りのときは、次の相談窓口にご相談ください。

児童虐待	子育て支援課子育て支援係【TEL69-2226】
高齢者虐待・成年後見制度	保健福祉課在宅支援係【TEL69-2233】
配偶者暴力（DV）	保健福祉課福祉係【TEL69-2222】 十勝総合振興局保健環境部環境生活課 【TEL0155-26-9029】
人権相談	釧路地方法務局帯広支局【TEL0155-24-5823】
弱者・犯罪被害者支援等	保健福祉課福祉係【TEL69-2222】

3 弱者及び犯罪被害者への支援

【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

家庭内暴力や配偶者暴力をはじめ、犯罪に至らないまでも被害を被った方や現に犯罪被害者となった家族などに対して、支援を行います。

④ 生活困窮の相談窓口 【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】 【清水町社会福祉協議会 ☎69-2200】

① 生活保護制度 【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

- 生活保護とは

怪我や病気で家族に収入がなくなったりするなど、何らかの理由で生活が成り立たなくなったときに、1日でも早く自分たちで生計を営めるように援助する制度です。

- 生活保護の仕組み

保護基準は法律によって決められており、世帯構成・年齢・生活状況などにより計算されます。また、世帯に入るお金や金品は全て収入とみなされますが、働いて得た収入は一部が控除されます。最低生活費から収入を差し引いて、足りない分が生活保護費として援助されます。最低生活費より収入が多いときは援助されません。

- 生活保護申請

保健福祉課にて生活状況等の確認をさせていただき、関係書類を提出して申請します。その後、十勝総合振興局の担当者が自宅へ訪問、調査に伺い、生活状況等の聞き取りなどを行うことになります。

② 生活福祉資金貸付制度 【清水町社会福祉協議会 ☎69-2200】

他から融資が受けられない低所得世帯等に対し、生活を安定させるために必要な資金を貸し付ける制度です。

2 経済的支援を受ける

① 火災にあわれた方への支援【保健福祉課 福祉係 ☎69-2222】

火災によって家屋を全焼された方に災害見舞金をお贈りしています。また、当面する移住先が無く親族等から支援を受けられないときなどの世帯に対する支援も行います。

火災見舞金として町（5万円）、社会福祉協議会（5万円）、町赤十字分区（1万円）を支給しています。

2 ひとり親家庭への支援

① 遺族基礎年金【町民生活課 戸籍住民係 ☎62-1151】

国民年金加入中や老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持していたお子さんを持つ母親とそのお子さんの生活の安定を図るため、支給される年金です。

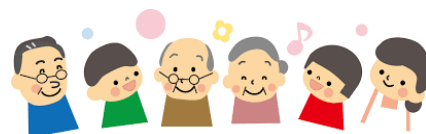
② 児童扶養手当【子育て支援課 児童保育係 ☎69-2226】

父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助けるための制度です。

③ 母子・寡婦福祉資金貸付【子育て支援課 児童保育係 ☎69-2226】

母子家庭、寡婦等の経済的自立を応援するため、お子さんの就学資金などを低金利で貸し付ける制度です。

3 高齢者の活動への支援



1 清水町老人クラブ連合会

【事務局：清水町社会福祉協議会 ☎69-2200】

老後の生活を健全に豊かにするため、町内10地区の単位老人クラブが集い、老人クラブ連合会（老連）を組織しています。

老連では、演芸大会などを通して高齢者がいきいきとした活動を行っています。

2 社）清水町シルバー人材センター

【清水町南5条6丁目1 ☎62-6058】

心身ともに健康な方で仕事に意欲のある方が加入して、屋内外の清掃、草刈り、植木の手入れなどの仕事を行っています。

4 社会福祉に活動する団体等



団体	活動内容
清水町民生児童委員協議会 事務局：保健福祉課福祉係 ☎ 6 9 - 2 2 2 2	厚生労働大臣から委嘱された民生委員児童委員で組織された団体で、町民生活に関わりの深い福祉などの事例などを研修・研究等を行っています。
社）清水町社会福祉協議会 事務所：老人福祉センター内 ☎ 6 9 - 2 2 0 0	社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人で、各種社会福祉関連事業や生活福祉資金貸付事業等を行っています。
清水町赤十字奉仕団 事務局：保健福祉課福祉係 ☎ 6 9 - 2 2 2 2	すべての人々のしあわせを願い、明るい住みよい社会を築くために陰の力となって、身近な仕事に従事することを目的とする団体で、災害援助に関する奉仕や社会福祉施設及び援護を必要とするものへの奉仕等を行っています。
清水町保護司分区 事務局：保健福祉課福祉係 ☎ 6 9 - 2 2 2 2	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるボランティア団体です。保護監察官と協力して保護観察を受けた人の生活を見守り、指導をするほか、犯罪の予防も行います。
清水町更生保護女性会 事務局：保健福祉課福祉係 ☎ 6 9 - 2 2 2 2	地域における犯罪予防活動・更生支援や子どもたちの健全育成のための子育て支援など、女性の立場から多彩な活動を行っています。
人権擁護委員 事務局：保健福祉課福祉係 ☎ 6 9 - 2 2 2 2	法務大臣から委嘱され、人権に関わる事業を通して人権擁護の啓蒙啓発等を行っています。
清水町遺族会 事務局：保健福祉課福祉係 ☎ 6 9 - 2 2 2 2	先の大戦などで戦死された方々の遺族を中心に、慰霊や会員相互の親睦等を目的に組織されています。
赤い羽根共同募金会 清水町社会福祉協議会 ☎ 6 9 - 2 2 0 0	自分の町で行われている福祉活動の運営費や施設の整備等に、自分の町で集めて共同募金を活用することを目的にした団体です。



令和4年9月改訂